

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 医病 027
- (2) 調達件名及び数量 Star エキシマレーザーシステム 米国ジョンソン・エンド・ジョンソン ビジョン社製 1式 外 の保守点検
(別紙仕様書のとおり)
- (3) 契約期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
なお、発注者又は受注者から契約期間満了の3ヵ月前までに申し入れがない場合は、契約期間を更に1年間延長できるものとする。ただし、契約の全期間は、令和9年3月31日を超えないものとする。
- (4) 作業実施場所 国立大学法人大阪大学医学部附属病院

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) 製造元より代理店の承認を受けている者であること。
- (4) その他経理責任者等が認めた者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2番15号
国立大学法人大阪大学医学部附属病院 管理課 用度第二係
電話 06-6879-5126
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和6年3月13日(水) 17:00

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

見 積 書

調達番号：医病027

調達件名：Star エキシマレーザーシステム 米国ジョンソン・エンド・ジョンソン ビジョン社製 1式 外
の保守点検

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- ※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- ※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- ※ 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

請負契約書

請負の表示 Star エキシマレーザーシステム 米国ジョンソン・エンド・ジョンソン ビジョン社製 1式 外の保守点検

請負代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学医学部附属病院長 竹原 徹郎 と受注者 との間において、上記の請負業務 (以下「業務」という。) について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別紙1「仕様書」に基づいて、業務を行うものとする。

第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙2「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

第4条 業務は、国立大学法人大阪大学医学部附属病院において、これをするものとする。

第5条 契約期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。なお、発注者又は受注者から契約期間満了の3カ月前までに申し入れがない場合は、契約期間を更に1年間延長できるものとする。ただし、契約の全期間は、令和9年3月31日を超えないものとする。

第6条 点検報告書は、業務実施の都度、国立大学法人大阪大学医学部附属病院管理課用度第二係に提出するものとする。

第7条 請負代金は業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第8条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学医学部附属病院管理課用度第二係に送付すべきものとする。

第9条 契約保証金は免除する。

第10条 受注者は、保守点検上、故意又は過失により装置を損傷させたときは、その損傷について、賠償の責を負うものとする。

第11条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第12条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の判決により、これを解決するものとする。

第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和6年3月 日

発注者 吹田市山田丘2番15号
国立大学法人大阪大学医学部附属病院
病院長 竹原 徹郎

受注者

仕 様 書

請負の表示 Star エキシマレーザーシステム 米国ジョンソン・エンド・ジョンソン ビジョン社
製 1式 外 の保守点検

(保守装置)

- ① Star エキシマレーザーシステム 米国ジョンソン・エンド・ジョンソン ビジョン社製 1式
- ② INTRALASE iFS フェムトセカンドレーザーシステム 米国ジョンソン・エンド・ジョンソン ビジョン社製 1式

1. 請負の概要

国立大学法人大阪大学医学部附属病院（以下「本院」という。）外来・中診棟4階手術部で使用している上記保守装置（以下「装置」という。）が正常かつ円滑に作動するよう本仕様書により入念確実に保守を行うものである。

2. 請負の期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

なお、発注者又は受注者から契約期間満了の3ヵ月前までに申し入れがない場合は、契約期間を更に1年間延長できるものとする。ただし、契約の全期間は、令和9年3月31日を超えないものとする。

3. 請負の実施場所

本院外来・中診棟4階手術部

4. 業務内容

I. 定期保守点検

- (1) 受注者は、装置①及び②については年に3回定期点検に必要な技術者を派遣し、装置が正常かつ、円滑に作動するよう受注者の責任において、点検及び調整を行うものとする。
- (2) 定期点検の実施は、発注者と日程を調整のうえ、順次実施するものとする。
- (3) 点検は別に定める「Excimer Laser, Wavescan iDesign and ILSE Check Sheet」（以下「点検報告書」という。）に従って行うものとする。
- (4) 点検時に発見された不良箇所の修理、調整は発注者の了承を得てスポット修理として実施する。

II. 随時保守

受注者は発注者から故障発生等の通知があったときは、ただちに技術者を出張させ修理及び部品交換を行うものとする。

5. 費用の負担については次のとおりとする。

- (1) 受注者は、次の(2)及び(3)に記載のものを除き、定期点検に伴う作業費、定期点検時交換部品費、スポット修理費、故障・修理に伴う随時保守費、随時保守交換部品費、諸経費を負担する。
- (2) 次に示す消耗品はこの契約外として発注者が別途費用を負担するものとする。
 - ・プリミックスガス
 - ・ヘリウムガス
 - ・ビジョンキーカード
 - ・患者インターフェイス
 - ・キャリブレーション
 - ・CD-R, USB
 - ・プリンター用紙、インク

(3) 発注者と受注者とが協議して、次のいずれかに該当すると認められた場合は、受注者が行った保守業務費用はこの契約に含まれないものとする。

- ①発注者の従業員、代理人もしくは受注者の支配の及ばない第三者による過失行為に起因する場合。
- ②受注者の従業員その他受注者から権限を付与された者以外の第三者が受注者の権限ある代理人の承認を事前に得ることなく行った本装置の修理もしくは保守サービスに起因する場合。
- ③本装置の誤操作、取扱の不注意による場合、取扱説明書などに記載されている操作方法及び注意事項などを遵守しなかったことに起因する修理、交換または保守。
- ④発注者による本装置の輸送により本件システムに損害が生じた場合（本装置の通常の使用により損害が生じた場合を除く。）に必要とされる保守。
- ⑤火災、地震、風水害、落雷などの不可抗力により本装置に損害または破壊が生じた場合の修理、交換または保守。
- ⑥製造元が提供していないアクセサリー、付属品、備品、機械その他の装置もしくは本装置外の電気設備の修理または保守。

6. 保守点検は平日の8時30分から17時15分までの間に行うものとする。ただし、予め本院職員の承認を受けたときは、この限りではない。

7. 保守点検の実施日は、予め本院職員と協議して定めるものとする。

8. 保守点検のため受注者の技術者が来院したときは、本院職員に届け出なければならない。帰社の際も同様とする。

9. 受注者は、保守点検の際、本院職員の立ち会い及び監督をうけるものとする。

10. 受注者は、保守点検の都度、「点検報告書」を本院管理課用度第二係に提出するものとする。

11. 検収は、「点検報告書」に基づいて行うものとする。

12. 受注者は、保守点検実施上疑義が生じたときは、その都度、発注者と協議の上、円滑に処理するものとする。

13. 受注者は故障の場合の連絡先を装置に表示すること。

14. 装置のオペレーターズ・マニュアル及びサービスマニュアルを常備すること。

15. その他詳細については、本院職員との協議によるものとする。

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者(以下「受注者」という。)は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。